

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、取り扱う場合には十分な注意が必要です。

以下の点に注意していただきますようお願いします。

○消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。



○室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。

また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。



○消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。

また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。



○消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

◎事業所の皆様へ

危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取り扱う場合、消防法又は火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請又は届出が必要となります。

危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法では、第四類・アルコール類に分類されます。

○消毒用アルコール（第四類・アルコール類）の貯蔵・取り扱う数量によって、消防法令又は火災予防条例で定めている技術上の基準を満たし、火災予防上の安全対策を講じる必要があります。

貯蔵・取り扱う量	申請・届出の有無
400L以上	危険物施設の設置許可申請が必要です
80L以上400L未満	少量危険物施設の届出が必要です
80L未満	申請・届出の必要はありません

※詳しくはお近くの消防署・分署にお問い合わせください。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

アルコールの火災予防上の特徴

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

⚠ 火災予防上の一般的な注意事項 ⚠

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。



- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。



- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。



- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

